

仕様書

1 業務委託名

農福連携チャレンジほ場設置に係る業務

2 契約期間

令和6年 月 日（契約日）～令和7年3月31日

3 目的

基幹的農業従事者の減少や高齢化が進行する中、本県の基幹産業である農業を持続的に発展させていくためには、安定的な労働力の確保が重要であり、県では、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展や障害者の社会参画を実現する農福連携の取組を推進しているところである。

農福連携の推進に向けては、農業者が直接農福連携の取組を知り、実践する場や、障害者（支援員等）が農作業の訓練ができる場が求められていることから、農福連携を知る、見る、体験する「農福連携チャレンジほ場」を設置し、農福連携研修会の開催や農機具等の操作訓練、おためしノウフク等を実施する。

4 委託業務内容

(1)～(3)のいずれかあるいは複数の取組を1回以上実施すること。

(1) 農福連携地域研修会の開催

農福連携の実践に向けて、障害特性や支援者の心得、実践手法等について学ぶ研修会を開催する。

(2) 農機具等の操作訓練の実施

おためしノウフクに関連する農作業について事前に分析・評価を行うため、障害者（支援員等）に対し、農機具等の操作訓練を実施する。

(3) おためしノウフクの実施

試験的に農作業委託等を短期間行う「おためしノウフク」を実施する。

(4) 業務委託報告書の提出

受託者は、委託業務を終了したときは、「委託業務終了届」及び「実績報告書」等を提出すること。

5 受託者の条件

受託者となる農業者組織とは、以下の団体とする。

(1) 農業経営体等を構成員とする団体であって、次の掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体

ア 目的

イ 構成員、事務局並びに代表者及び代表権の範囲

ウ 意思決定方法

エ 事務処理及び会計処理の方法

オ 会計及び監査の方法

カ その他運営に関して必要な事項

(2) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること

6 対象となる経費

旅費、報償費（謝金）、会場使用料、消耗品費、役務費 等